



島根県報

令和6年3月25日（月）

号外第29号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (建築住宅課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第4号）

島根県営住宅条例の一部を改正する条例中別表の改正規定の施行期日は、令和6年3月25日とすることとした。

規 則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年3月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第4号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例（令和5年島根県条例第43号）中別表の改正規定の施行期日は、令和6年3月25日とする。